

第3章 子どもの貧困対策に関する施策の方向性

1 めざすすがたと基本方向

(1) めざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざします

子どもの貧困対策では、厳しい状況に置かれた子どもたちが自分の将来に希望を持てる社会を実現し、一人ひとりの子ども自身が幸せを実感できるようにすることが求められています。

そこで、本計画では、幸せを体現するものを「笑い」ととらえ、「子どもたちの笑いあふれるかながわ」をめざし、一人ひとりの子どもに着目し、子どものライフステージにも視点をあてて、取組みを進めていきます。

(2) 基本方向

県の子どもの貧困対策に関する基本方向として、次の4つを定めます。

教育の機会の保障

子どもが将来にわたって貧困から脱するためには、家庭の経済状況にかかわらず、教育を受ける機会が保障され、自分の将来を自分で選択できるようにすることが重要です。

生活の安定

子どもたちが学習に集中し、教育を身に付けるとともに、現在の貧困状況が改善され、毎日の生活を経済面だけでなく、身体的・精神的にも安心して送れることが重要です。

保護者の職業生活の安定と向上

子どもやその保護者が安定した生活を送るためには、安定的な経済基盤を築くことが必要であり、保護者の就労の確保や職業生活の安定と向上が重要です。

経済基盤の維持

保護者の就労だけでは安定した生活のために必要な収入が十分得られない場合は、公的な支援も活用して、最低限の経済基盤が保たれることが重要です。

この4つの基本方向は、法律や国の大綱の重点施策とも合致しており、この基本方向に沿って、「主要施策」及び子どもの貧困の状況や行政の取組みの状況を示す「指標」を定め、子どもの貧困対策を総合的に進めていきます。

2 主要施策

基本方向に沿って、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」「経済的支援」の4つを主要施策として定めます。

この主要施策をより一層推し進めるためには、子どもの貧困に対する県民の理解を促進し、社会全体で子どもたちを応援する機運を高めていくことが重要です。そのため、「社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり」を新たに主要施策として定めます。

さらに、それぞれの主要施策の「取組みの方向性」に沿って、具体的な施策を位置づけます。(第4章で記載のとおり)

主要施策Ⅰ 教育の支援

この分野の課題

- 子どもの貧困の連鎖を防ぐ観点からは、家庭の経済状況などに左右されず、すべての子どもが質の高い教育を受けられるようにすることが重要ですが、個々の家庭の状況により、落ち着いた環境での学習ができなかったり、学習塾や習い事などの学校外での学習・活動などを受けられる機会が少なくなることが懸念されます。

取組みの方向性

- 就学の援助、学資の援助、学習の支援、その他貧困の状況にある子どもの教育の支援のために必要な措置を講じます。

主要施策Ⅱ 生活の安定に資するための支援

この分野の課題

- 子どもの貧困の解消には、保護者が安定した生活を営んでいる必要がありますが、経済的に困窮すると、身体的・精神的にも厳しい状況に陥りやすく、社会とのつながりの希薄化も危惧されます。
- また、家庭での監護が不十分な場合、子どもは施設への入所を余儀なくされたり、十分な栄養や生活習慣が獲得できず、心身の健全な成長に支障が生じることがあります。

取組みの方向性

- 貧困の状況にある子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するための支援のために必要な施策を講じます。

主要施策Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

この分野の課題

- 社会構造や景気動向など様々な要因により、不安定な雇用形態を選ばざるを得ないケースがあり、こうした場合、生活困窮に陥り、子どもの生活や就学に支障が生じることがあります。また、ひとり親世帯や女性の所得が低い現状も見受けられます。

取組みの方向性

- 貧困の状況にある子どもの保護者に対し、職業訓練の実施や就職に関する相談、その他の職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関し、必要な施策を講じます。

主要施策Ⅳ 経済的支援

この分野の課題

- 各種手当（児童手当や児童扶養手当）、各種年金（遺族年金や障害年金）、生活保護費などの現金給付や、母子父子寡婦福祉資金、生活福祉資金などの貸付の制度はありますが、「子どもの貧困率」は依然として高い水準で推移しており、すべての生活困窮層の家庭の経済状況の改善には、必ずしもつながっていない状況です。

取組みの方向性

- 引き続き、各種手当などの支給、必要な資金の貸付け、その他貧困の状況にある子どもに対する経済的支援のために必要な施策を講じます。

主要施策Ⅴ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

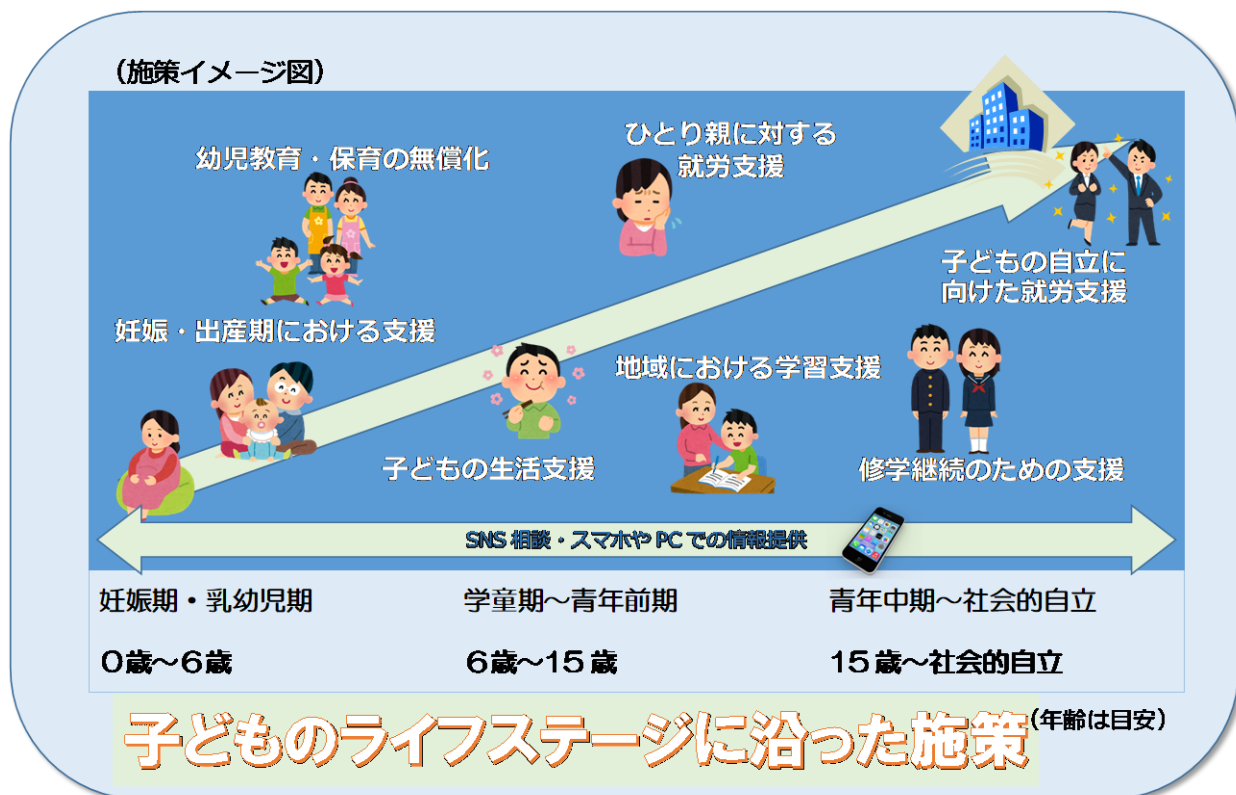
この分野の課題

- 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むためには、県民の理解の促進を図り、子どもの貧困対策に取り組む機運を高めることが必要です。また、企業、NPO、民間団体などの様々な主体との協働連携の取組みの強化や、地域のニーズに応じた効果的な施策を市町村と連携して、展開していく必要があります。

取組みの方向性

- 子どもの貧困問題に焦点をあてた啓発活動や、支援者を対象とした研修会の実施、行政と民間との協働連携の取組み、市町村との連携、その他子どもの貧困対策をより一層推進するために必要な施策を講じます。

3 施策の体系とライフステージ



主要施策	大柱	小柱	ライフステージ		
			妊娠期・乳幼児期	学童期・青年前期	青年中期以降
I 教育の支援	1 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	(1) 幼児教育・保育の無償化			
		(2) 幼児教育・保育の質の向上			
	2 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築	(1) スクールソーシャルワーカーなどが機能する体制の構築			
		(2) 学校教育による学力保障			
	3 高等学校などにおける修学継続などのための支援	(1) 社会的・職業的自立に向けた支援			
		(2) 高校中退の予防のための取組みと中退後の支援			
	4 大学等進学に対する教育機会の提供	(1) 高等教育の修学支援			
	5 特に支援を要する子どもへの支援	(1) 児童養護施設などの子どもへの学習・進学支援			
		(2) 特別支援教育に関する支援の充実			
		(3) 外国につながる子どもなどへの支援			

主要施策	大 柱	小 柱	妊 娠 期 ↓ 乳 幼 児 期	学 童 期 ↓ 青 年 前 期	青 年 中 期 以 降	
I 教育の支援	6 教育費負担の軽減	(1) 義務教育段階の就学支援の充実		■		
		(2) 高校生などへの修学支援などによる経済的負担の軽減			■	
		(3) 生活困窮世帯などへの進学費用などの負担軽減	■	■	■	
		(4) ひとり親家庭への進学費用などの負担軽減	■	■	■	
	7 地域における学習支援など	(1) 地域学校協働活動における学習支援など		■		
		(2) 生活困窮世帯などへの学習支援		■		
		(3) コミュニティ・スクールの推進		■	■	
	8 その他の教育支援	(1) 夜間中学の設置促進・充実		■	■	
		(2) 学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保		■	■	
		(3) 多様な体験活動の機会の提供	■	■	■	
	II 生活の安定に資するための支援	1 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	■		
		2 保護者の生活支援	(1) 保護者の自立支援	■	■	■
		(2) 保育などの確保	■			
		(3) 保護者の育児負担の軽減	■			
		(4) 保護者のための情報提供・相談体制の強化	■	■	■	
3 子どもの生活支援		(1) 生活困窮世帯などの子どもへの生活支援	■	■	■	
		(2) 社会的養育が必要な子どもへの生活支援	■	■	■	
		(3) 食育の推進に関する支援	■	■	■	
		(4) 支援が届きにくい子どもへの相談体制の強化	■	■	■	
4 子どもの自立に向けた就労支援		(1) 生活困窮世帯の子どもに対する進路選択などの支援		■	■	
		(2) 高校中退者などへの就労支援			■	
		(3) 児童養護施設入所児童などへの就労支援		■	■	
		(4) 就労のための相談体制の強化		■	■	
		(5) 子どもの社会的自立の確立のための支援	■	■	■	

主要施策	大 柱	小 柱	妊 娠 期 ↓ 乳 幼 児 期	学 童 期 ↓ 青 年 前 期	青 年 中 期 以 降	
Ⅱ 生活の安定に資するための支援	5 住宅に関する支援	(1) 住宅に関する支援				
	6 児童養護施設退所者などに関する支援	(1) 家庭への復帰支援				
		(2) 退所等後の相談支援など				
	7 支援体制の強化	(1) 社会的養護の体制整備、児童相談所の体制強化				
		(2) 市町村などの体制強化				
		(3) ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化などの推進				
		(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進				
		(5) 相談職員の資質向上				
	Ⅲ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	1 職業生活の安定と向上のための支援	(1) 職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現			
		2 ひとり親に対する就労支援	(1) ひとり親家庭の親への就労支援			
(2) ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立						
(3) ひとり親家庭の親の学び直しの支援						
3 ふたり親世帯を含む困窮世帯などへの就労支援		(1) 就労機会の確保など				
Ⅳ 経済的支援		1 経済的支援	(1) 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施など			
	(2) 養育費の確保の推進					
	(3) 教育費負担の軽減					
	(4) 医療費の助成など					
	Ⅴ 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり		1 子どもの貧困対策に係る機運の醸成	(1) 理解促進の取組み		
(2) 企業、民間団体などとの連携						
(3) 民間団体相互のネットワークづくり						
2 子どもの貧困対策に関する施策の推進体制の強化		(1) 市町村や他機関との連携				
		(2) 多様な意見などを反映させるためのしくみづくり				